

## 東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業者等が、重度の障害がある利用者を受け入れ、支援するために必要な知識や技術の向上を図るために従事者に対して実施する研修等の取組に対して、経費の一部を補助することにより、障害児者の地域生活を支える体制づくりに寄与することを目的とする。

### (補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 障害福祉サービス事業者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者又は障害者総合支援法第36条第1項及び児童福祉法第21条の5の15の規定に基づき指定を受けようとする法人であって、指定の見込みがある者をいう。

#### (2) 市内事業所就業希望者

本市に居住している者のうち、今後市内の障害福祉サービス事業者等で就業を希望する者をいう。

#### (3) 重度障害児者

障害程度区分が4以上あるいは強度行動障害がある又は医療的ケアを必要とする障害児者をいう。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、障害福祉サービス事業者等が市内の事業所において行う（1）～（3）に掲げる事業又は市内事業所就業希望者が行う下記（3）に掲げる事業であって、市長が適当と認めるものとする。

#### (1) 研修開催

障害福祉サービス事業者等が、重度障害児者の障害特性の理解や支援方法に関する知識、技術等を身に付けるため、外部講師による従事者向け研修を開催する事業。

(2) 職員派遣又は受け入れ

重度障害児者の障害特性の理解や支援方法に関する知識、技術等を身に付けるために、支援に熟達した障害福祉サービス事業者等が職員派遣又は受け入れを行う事業。

(3) 研修受講

障害福祉サービス事業者等の従事者（申請日において市内の事業所で勤務している者に限る）又は市内事業所就業希望者が、都道府県等から指定を受けた養成研修事業所で開催する行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）又はこれらと同等の研修を受講する事業。

（支援に熟達した障害福祉サービス事業者等）

第4条の2 第4条（2）における支援に熟達した障害福祉サービス事業者等については、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- （1）障害福祉サービス事業者等として事業を開始してから10年以上の実績のあるもの
- （2）重度障害者支援加算、強度行動障害児支援加算に関する体制届を指定権者に届けている障害福祉サービス事業者等
- （3）直近3年以内において複数回以上の本市自立支援協議会の専門会議又は地域生活支援会議に参画実績がある障害福祉サービス事業者等
- （4）その他市長が認めるもの

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象者は、第4条に規定する補助対象事業を行う障害福祉サービス事業者等及び市内事業所就業希望者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「暴力団員等」という。）は対象外とする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員
- （2）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の補助基準額を上限として算定された金額とする。他の補助金等により補助の対象となっている経費は、補助金の対象としない。
- 3 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害福祉サービス事業者等においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付申請書[事業者用]（様式第1号の1）」を、市内事業所就業希望者においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付申請書[個人用]（様式第1号の2）」を、その他市長が必要と認める書類と合わせて、あらかじめ市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 申請者が障害福祉サービス事業者等である場合は、前項の申請書に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 重度障害児者受入体制整備事業実施計画書（様式第1号の1 別紙1）
- (2) 重度障害児者受入体制整備事業収支予算書（様式第1号の1 別紙2）
- (3) 役員名簿（様式第1号の1 別紙3）

(警察署長からの意見聴取)

第8条 市長は、補助金の交付を決定しようとするときは、申請者が暴力団員等であるかどうかについて、必要に応じて警察署長の意見を聴くことができる。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条に規定する交付申請の内容を審査し、補助金を交付することが適正と認めたときは、「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」により、申請者に補助金の交付決定を通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当でない場合は、「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者（以下「補助事業者等」という。）は、事業の実施にあたり各号に定める条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を、その目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 本要綱のほか、関係法令を遵守すること。

(実績報告等)

第11条 補助事業者等は、補助事業が完了した時は、障害福祉サービス事業者等においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業完了報告書[事業者用]（様式第4号の1）」を、市内事業所就業希望者においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備

事業完了報告書[個人用](様式第4号の2)」を、その他市長が必要と認める書類と合わせて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等が障害福祉サービス事業者等である場合は、前項の実績報告書に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 重度障害児者受入体制整備事業実績報告書(様式第4号の1 別紙1)

(2) 重度障害児者受入体制整備事業収支決算書(様式第4号の1 別紙2)

3 市長は、前項及び前々項に規定するもののほか、必要と認める書類を補助事業者等に提出させることができる。また、市長は必要があると認めるときは、補助事業者等の協力を得て、随時、実地に検査を行うものとする。

#### (補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項に規定する補助事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金確定通知書(様式第5号)」により、補助事業者等に対して補助金の額の確定通知を行うものとする。

#### (補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、障害福祉サービス事業者等においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付請求書[事業者用](様式第6号の1)」に、市内事業所就業希望者においては「東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付請求書[個人用](様式第6号の2)」に、前条に規定する補助金確定通知書の写しを添えて、市長の指定する日までに補助金の交付請求を行うものとする。

#### (交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が第10条の補助金交付の条件及びこの要綱に定める他の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

第15条 市長は、前条第3項の規定により補助金の返還を命ずるときの返却期限を当該命令日から20日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合における

その後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

- 2 市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 3 前2項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例(昭和43年東大阪市条例第1号)第2条の規定の例による。
- 4 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(帳簿の整備保存等)

- 第16条 補助事業者等は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 補助事業完了後においても、市長が必要と認めるときは、補助事業に関して補助事業者等に報告を求め、又は調査をすることができる。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する

(別表) 補助の基準額等について

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
(1) 研修開催	<p>障害福祉サービス事業者等が、重度障害児者の障害特性の理解や支援方法に関する知識、技術等を身に付けるため、外部講師による従事者向け研修を開催する事業に係る講師謝礼。</p> <p>※原則として1事業者につき、年度内5回を上限とする。</p>	<p>1回につき10,000円を上限とする。</p> <p>ただし、宿泊を伴う事業を実施する場合は1回(1泊2日)につき15,000円を上限とする。</p> <p>※複数の事業者が共同して研修等を実施する場合には、1回につき30,000円を上限とする。</p>
(2) 職員派遣又は受け入れ	<p>重度障害児者の障害特性の理解や支援方法に関する知識、技術等を身に付けるために、支援に熟達した障害福祉サービス事業者等が職員派遣又は受け入れを行う事業。</p> <p>※原則として1事業者につき、年度内5回を上限とする。</p>	<p>1回につき、10,000円とする。</p> <p>ただし、宿泊を伴う事業を実施する場合は1回(1泊2日)につき15,000円とする。</p>
(3) 研修受講	<p>行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)又はこれらと同等と市長が認めるものを受講する場合に必要な受講費用、テキスト代。</p> <p>※原則として1事業者につき年度内10名を上限とする。</p>	<p>研修受講費用、テキスト代の1/2又は25,000円のうちいずれか低い額を上限とする。</p> <p>※申請者が障害福祉サービス事業者等の場合は、職員体制確保のため上記金額に15,000円を加算する。</p>

※ただし、対象となる経費に消費税額が含まれる場合、経費の合計額を税率で割り戻した金額を補助対象経費として補助金額を算出するものとする。

(様式第1号の1)

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付申請書[事業者用]

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住 所

法 人 名

代表者名

令和 年度において標記補助金の交付を受けたいので、東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 補助対象事業

- (1) 研修開催 (外部講師への講師謝礼)
- (2) 職員派遣又は受け入れ (支援に熟達した事業者による職員派遣又は職員派遣の受け入れ)
- (3) 研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

(※対象経費に消費税額が含まれる場合、税率で割り戻した税抜金額を補助対象経費として補助金額を算出すること)

3. 添付書類 (参考資料)

(別紙1) 重度障害児者受入体制整備事業実施計画書

(別紙2) 重度障害児者受入体制整備事業収支予算書

(別紙3) 役員名簿

(その他資料) 勤務証明書 (補助対象事業が研修受講の場合) 等

(暴力団員等でないことの誓約等)

- ・申請書に添付する役員名簿に記載の者は、いずれも暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません。(チェック欄: )
- ・役員名簿に記載のある事項に基づいて、東大阪市長から警察署長へ照会する場合がありますことに同意します。(チェック欄: )

(様式第1号の2)

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付申請書[個人用]

年 月 日

(宛 先) 東大阪市長

住 所  
氏 名

令和 年度において標記補助金の交付を受けたいので、東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 補助対象事業

研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3. 添付書類 (参考資料)

当該研修に申し込んだことが分かる資料、本市に居住していることが分かる書類 等

4. その他事項 (申請時点で本市内の障害福祉サービス事業者等で勤務していない者が対象)

本市に居住しており、今後、本市にある障害福祉サービス事業者等で勤務を希望しています。(チェック欄: )

(暴力団員等でないことの誓約等)

・申請書は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません。(チェック欄: )

・東大阪市長から警察署長へ照会する必要があることに同意します。(チェック欄: )

(様式第1号の1 別紙1)

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業実施計画書

1. 法人の名称 \_\_\_\_\_

2. 事業所の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_ (東大阪市 \_\_\_\_\_)

※複数の事業所が対象となる場合は、上記に主となる事業所の名称等の記載してください。

(補助対象事業が研修開催で) 複数の事業者による共同実施の場合は下記に参加法人を記入  
( \_\_\_\_\_ )

3. 事業計画 (事業実施日)

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(単位:円)

事業内容及び効果 ※(2) 職員派遣又は受け入れの場合は、相手方の事業所名を記載すること ※(3) 研修受講の場合は、研修受講者の氏名を記載すること	経費の内訳

((2) 職員派遣又は受け入れの場合)

・「支援に熟達した障害福祉サービス事業者等」として以下の事項に該当します。

- 障害福祉サービス事業者等として事業を開始してから10年以上の実績のあるもの
- 重度障害者支援加算、強度行動障害児支援加算に関する体制届を指定権者に届けている障害福祉サービス事業者等
- 直近3年以内において複数回以上の本市自立支援協議会の専門会議又は地域生活支援会議に参画実績がある障害福祉サービス事業者等
- その他市長が認めるもの

(様式第1号の1 別紙2)

重度障害児者受入体制整備事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	積算内訳
市補助金		
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	金額	積算内訳
合計		

※補助事業に係る収入予定額及び支出予定額について全て記載してください。

※補助対象が事業実施となり対象経費を特定していない場合は、支出の部は空白としてください。

※支出額に消費税が含まれる場合、その旨を記載してください。当該金額分で収支に差額が出ることは問題ありません。

(様式第1号の1 別紙3)

役員等名簿

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日

備考

- 1 申請日時点の役員等について記載してください。
- 2 この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登録されている者を記載してください。
- 3 書き切れない場合は、複数枚使用してください。
- 4 この名簿に記載されたすべての個人情報、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

(様式第2号)

年 月 日  
東大阪福障施第 号

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付決定通知書

様

東大阪市長 ⑩

令和 年 月 日付で申請のありました、標記補助金につきまして、  
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助対象事業

- (1) 研修開催 (外部講師への講師謝礼)
- (2) 職員派遣又は受け入れ (支援に熟達した事業者による職員派遣又は職員派遣の受け入れ)
- (3) 研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 交付条件

- (1) 補助金を、その目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱のほか、関係法令を遵守すること。

(様式第3号)

年 月 日  
東大阪福障施第 号

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金不交付決定通知書

様

東大阪市長 ⑩

令和 年 月 日付で申請のありました、標記補助金につきまして、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1. 補助対象事業

- (1) 研修開催 (外部講師への講師謝礼)
- (2) 職員派遣又は受け入れ (支援に熟達した事業者による職員派遣又は職員派遣の受け入れ)
- (3) 研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 交付しない理由

(様式第4号の1)

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業完了報告書[事業者用]

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住 所  
法 人 名  
代表者名

令和 年 月 日付け東大阪福障施第 号において交付決定を受けた標記補助金について、事業が完了しましたので、東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 補助対象事業

- (1) 研修開催 (外部講師への講師謝礼)
- (2) 職員派遣又は受け入れ (支援に熟達した事業者による職員派遣又は職員派遣の受け入れ)
- (3) 研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 対象事業の支出額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 対象事業の補助金該当額 金 \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類 (参考資料)

- (別紙1) 重度障害児者受入体制整備事業実績報告書
- (別紙2) 重度障害児者受入体制整備事業収支決算書

(様式第4号の2)

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業完了報告書[個人用]

年 月 日

(宛 先) 東大阪市長

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け東大阪福障施第 号において交付決定を受けた標記補助金について、事業が完了しましたので、東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 補助対象事業

研修受講費用 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 対象事業の支出額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 対象事業の補助金該当額 金 \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類 (参考資料)

研修修了証の写し、研修受講料等を支払ったことが分かる書類 等

(様式第4号の1 別紙1)

重度障害児者受入体制整備事業実績報告書

1. 法人の名称 \_\_\_\_\_

2. 事業所の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_ (東大阪市 \_\_\_\_\_)

※複数の事業所が対象となる場合は、上記に主となる事業所の名称等を記載してください。

(補助対象事業が研修開催で) 複数の事業者による共同実施の場合は下記に参加法人を記入  
( \_\_\_\_\_ )

3. 事業内容

申請時の内容と相違ありません。(チェックの場合は下記の記載を省略可)

(事業実施日) 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(単位:円)

事業内容及び効果 ※(2) 職員派遣又は受け入れの場合は、相手方の事業所名を記載すること ※(3) 研修受講の場合は、研修受講者の氏名を記載すること	経費の内訳

4. 職員体制確保の状況 (補助対象事業が研修受講の場合)

職員体制確保にあたって、当該研修受講者に代わり業務に従事した職員の役職・氏名および従事した業務の内容を以下に記載してください。(時間外勤務や配置による調整も含む)

役職・氏名	.
従事した業務	

(様式第4号の1 別紙2)

重度障害児者受入体制整備事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	積算内訳
市補助金		
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	金額	積算内訳
合計		

※補助事業に係る全ての収入額及び支出額が明らかになるよう記載してください。

※領収書、振込が確認できる明細書、研修修了証等内容が確認できる書類の写し等を添付してください。

※支出額に消費税が含まれる場合、その旨を記載してください。当該金額分で収支に差額が出ることは問題ありません。

(様式第5号)

年 月 日  
東大阪福障施第 号

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金確定通知書

様

東大阪市長 ⑩

令和 年 月 日付け東大阪福障施第 号で交付決定した東大阪市  
重度障害児者受入体制整備事業補助金につきまして、下記のとおり確定したので通知し  
ます。

記

1. 補助対象事業

- (1) 研修開催 (外部講師への講師謝礼)
- (2) 職員派遣又は受け入れ (支援に熟達した事業者による職員派遣又は職員派遣の受け入れ)
- (3) 研修受講 (行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践))

2. 確定補助金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

(様式第6号の1)

年 月 日

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付請求書[事業者用]

(宛 先) 東大阪市長

住 所  
法 人 名  
代表者名

令和 年 月 日付け東大阪福障施第 号において交付決定を受けた  
標記補助金について、東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金確定通知書の写し  
を添付の上、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

下記の口座に振り込み願います。

振替先	金融機関名	支店名
預金種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 名 義		

(様式第6号の2)

年 月 日

東大阪市重度障害児者受入体制整備事業補助金交付請求書[個人用]

(宛 先) 東大阪市長

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け東大阪福障施第 号において交付決定を受けた  
標記補助金について、東大阪市重度障害児者受入体制整備補助金確定通知書の写しを添  
付の上、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

下記の口座に振り込み願います。

振替先	金融機関名	支店名
預金種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 名 義		